

第1章 プラン策定にあたって

1

経過及び趣旨

2

基本理念

3

プランの性格

4

プランの期間

5

重点項目

6

施策体系

①経過及び趣旨

我が国では、平成 11 年に施行した「男女共同参画社会基本法」の基本理念に則った「第 3 次男女共同参画基本計画」のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが行われています。香川県でも、平成 14 年には「香川県男女共同参画推進条例」を施行し、「かがわ男女共同参画プラン」を推進しています。

そして丸亀市では、平成 17 年 12 月、合併後再び「男女共同参画都市」を宣言、平成 18 年 2 月、新たに策定した「男女共同参画プランまるがめ」の推進に努め、重点事業の一つであった「丸亀市男女共同参画推進条例」が平成 20 年に施行されました。

しかし、平成 21 年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、「丸亀市男女共同参画推進条例」について「まったく知らない」と答えた人が 59.0% と半数以上を占め、また、本市における男女共同参画に関する認識はまだ低く、性別役割分担意識が強く残っているなど、多くの課題が残されています。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷に伴う非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など社会情勢が大きく変化するなか、現代社会が抱えるさまざまな課題を解決するためにも、男女が共に個性と能力を発揮し、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このため、丸亀市においては、男女共同参画社会の実現を重要な課題と位置づけ、引き続き推進すべき施策や新たに推進すべき施策の行動指針となる「第 2 次男女共同参画プランまるがめ（以下、プランという。）」を策定しました。

②基本理念

丸亀市男女共同参画推進条例の第3条に定める次の5つの基本理念をプランの基本理念とします。

○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

○社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

○政策や方針の立案・決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者その他市民活動団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

○家庭生活における活動とその他の諸活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における家庭生活以外でのあらゆる活動とを両立できるようにすること。

○生涯にわたる健康と権利

男女が、それぞれ互いの性に関する理解を深めることにより、生涯にわたる性と生殖に関する事項について自らが決定する権利が尊重され、共に健康な生活が営まれること。

③プランの性格

- (1) このプランは、丸亀市が男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画です。施策の推進にあたっては、総合計画をはじめとする丸亀市の他の計画との整合を図ります。
- (2) このプランは、「丸亀市男女共同参画推進条例」の基本理念の下、「男女共同参画プランまるがめ」（平成 18 年 2 月策定）の成果及び残された課題を引き継ぎ発展させる計画であり、特に、男女共同参画社会実現のために必要な事項について、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を含む施策を展開します。
- (3) このプランは、「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として策定します。
- (4) このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の平成 19 年の改正を受け、丸亀市における基本計画「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を包含する形で策定します。

④プランの期間

プランの期間は、平成 28 年度（2016 年度）までの 6 年間とします。ただし、次期プランの策定中はこのプランを継続します。

なお、社会情勢の変化やプランの進捗状況等により見直しの必要が生じたとき、また、丸亀市男女共同参画審議会より見直しの提言があったときは見直しを行います。

⑤重点項目

プランの実施にあたっては、特に次の重点項目に関わる事業を積極的に推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成、男性の家事・育児・介護などへの参画を促進します。また、メンタルヘルス等、働く男女の健康維持増進のための環境整備を推進します。

◆男性の意識啓発と家庭・地域への参画促進

男性の生き方を考える講座の開催やジェンダーチェックの実施によって、男性の意識改革や心身の健康づくり、生活・自立能力を高める取り組みを推進します。

◆「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

女性に対する暴力を容認しない社会風土を醸成するために、啓発活動を強力に推進するとともに被害を受けた女性の立場を十分考慮した相談及び自立支援の拡充を進めるため、「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を確実に推進します。

◆政策・方針決定過程への女性参画の推進

審議会等における女性委員や市役所における女性管理職の比率を高めるなど、政策・方針決定過程への女性参画を推進します。

◆子育て・介護支援の充実

地域における子育て支援サービス・保育サービスの拡充や子育て支援のネットワークづくりなど、男女の働きやすい環境を整備するとともに子育て家族の支援に取り組みます。また、介護保険の有効利用や男女の違いに配慮した介護と予防等、高齢者の自立支援を行うとともに、介護教室の開催や介護情報の提供等、介護・看護・介助者への支援を充実させます。

◆学校・幼稚園・保育所におけるジェンダーにとらわれない教育の拡大

男女共同参画モデル校・幼稚園・保育所を指定するなど、子どもの頃からジェンダーにとらわれない視点を取り入れた教育・保育を進め、将来のことを考えることのできる子どもたちの育成に取り組みます。また、教育・保育関係者への意識啓発を充実させます。

⑥施策体系

	【目 標】	【施 策】
I 気づく	1.男女共同参画社会像の共有	(1)広報・啓発活動の展開 (2)情報の収集・提供及び実態調査・研究
	2.男女平等意識を育てる教育・学習の充実	(1)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進 (2)男女共同参画に関する生涯学習の推進
	3.人権が尊重される社会基盤の確立	(1)人権を理解し尊重する意識の確立 (2)メディアにおける人権尊重の徹底 (3)人権に関する相談窓口・救済体制の整備
II 参画する	4.政策・方針決定過程への女性参画の推進	(1)政治への女性参画の推進 (2)行政機関における女性参画の推進
	5.雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	(1)就業能力の開発と就職支援 (2)働きたい人への均等な雇用機会と待遇の確保 (3)継続して働ける雇用環境の整備 (4)職業能力の開発と能力に応じた登用
	6.男女のワーク・ライフ・バランスの推進	(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 (2)子育て支援の充実 (3)介護・看護・介助者支援の充実
	7.商工業、農林水産業等の自営業における男女共同参画の推進	(1)意識改革と方針決定過程、経営への女性参画の推進 (2)女性が住みやすく、働きやすい環境づくり
	8.地域・防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進	(1)地域の活動における男女共同参画の基盤づくりと推進 (2)男女共同参画の視点からの防災体制の確立 (3)男女共同参画の視点にたった環境問題への取り組み
III 自立する	9.男性にとっての男女共同参画	(1)男性の意識改革への取り組み (2)男性の生活・自立能力を高める取り組み (3)男性の心身の健康づくり
	10.男女の自立に向けた力を高める取り組み	(1)生活困窮者等への自立支援 (2)高齢者の自立支援 (3)障がい者の自立支援 (4)外国人の自立支援
	11.女性に対するあらゆる暴力の根絶(丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画)	(1)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2)相談体制の拡充、整備 (3)被害者の自立支援
	12.生涯を通じた女性の健康支援	(1)性差に配慮した健康づくり (2)女性の生涯にわたる健康づくりへの支援 (3)妊娠・出産等に関する健康支援